

2025 年度 公益財団法人 紀文・保芦記念財団 奨学生募集要項

公益財団法人紀文・保芦記念財団(以下「当財団」という。)は、食品及び農畜水産業の将来を担う人材の育成を図り、日本食文化の発展及び継承、ひいては地域社会の振興に寄与することを目的とする。

1. 概要・条件

- (1) 当財団は、大学または大学院に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給も可能とします。

2. 全体採用予定人数

当財団が指定する大学または大学院の指定する学部・研究科に在籍する学生合計約 80 名。

3. 奨学金の給付金額、期間

- (1) 給付金額：月額 50,000 円（年 600,000 円）
- (2) 対象期間：2025 年4月より 2027 年3月までの2年間

4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 当財団が指定する大学または大学院の指定する学部・研究科に在籍する学生(ただし国外からの留学生は除く)で、受給開始時において大学 1 年生から 3 年生(6年制の学部・学科の場合は、大学 1 年生から 5 年生)、または大学院 1 年生(修士課程・博士前期課程)の方。
- (2) 当財団の設立趣意に適う高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる方
- (3) 在学する大学または大学院の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する方
- (4) 心身が健康である方
- (5) 経済的な理由により修学が困難である方
- (6) 2025 年 4 月 1 日現在、30 歳以下である方。

5. 提出書類等

(1) 提出書類 **学内選考通過者のみ後日提出**

- ① 奨学生願書
- ② 小論文(テーマは「奨学金を得て学んだことを通じ、食品及び農畜水産業の分野で今後自分が成し遂げたいこと」。日本語 800 字～1,000 字程度。)
- ③ 大学または大学院からの推薦状
- ④ 誓約書
- ⑤ 口座振込依頼書
- ⑥ 成績証明書(大学 1 年生の場合は卒業高校の調査書)
- ⑦ 本人及び生計を同一にする親族の年収総額を証明する書類(2024 年度(2023 年 1 月～12 月分)所得証明書)
- ⑧ 収入見込計算書(根拠資料含む)【大学院生のみ提出】

*①～⑤、⑧については、当財団ホームページ(https://www.kibun.co.jp/kibun_foundation/index.html)に掲載します。片面で出力してください。

*上記書類は、ホチキス留めせず、クリップでまとめてご提出ください。

大学受付期限：2025年4月24日（木）17：00
専用フォームより、または窓口まで提出

(2) 提出期限

在学する大学または大学院の奨学金担当部署から指示された期限までにご提出願います。
~~当財団への提出期限は、2025年5月23日（金）必着とさせていただきます。~~

~~(3) 書類提出先・問合せ先~~

~~公益財団法人 紀文・保芦記念財団 事務局(担当 小堺)~~

~~住所 〒105-8626 東京都港区海岸 2-1-7~~

~~メールアドレス kbn_foundation_r5@kiban.co.jp~~

* 当財団への書類の提出は、在学する大学または大学院の推薦する者に限り、大学または大学院を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。

6. 選考

(1) 書類選考により、総合的に勘案し決定します。

(2) 奨学生の可否通知は、7月中旬(予定)までに大学または大学院を通じて本人及び生計を同一にする親族に送付します。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を代表理事に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出することとします。

(2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

(3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。

(4) 成績不良、素行不良等、当財団奨学金給付規程の定めに拠り、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

(1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。なお、7月に3ヶ月分(4月～6月)、10月に3ヶ月分(7月～9月)、1月に3ヶ月分(10月～12月)、4月に3ヶ月分(1月～3月)の給付を行います。

(2) 奨学金は3ヶ月分を併せて振り込むこととします。

(3) 応募書類は返却しません。

(4) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに拠ります。

(5) 奨学金は、口座振込依頼書に記載された口座に振込みます。

9. 個人情報に関する取り組み

(1) 提供された個人情報は、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。

(2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

(3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。

(4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。
公益財団法人 紀文・保芦記念財団 事務局(担当 小堺)